

平成27年第9回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成27年7月23日（木） 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真
門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第46号 選挙時登録の基準日、登録日及び名簿縦覧場所を定めることについて（財産区）
 - (2) 議案第47号 選挙人名簿の移し替えの延期について（財産区）
 - (3) 議案第48号 選挙長及びその職務代理者の選任について（財産区）
 - (4) 議案第49号 選挙長の執務場所を定めることについて（財産区）
 - (5) 議案第50号 候補者届出の受付順位の決定方法について（財産区）
 - (6) 議案第51号 各投票区の投票の場所について（財産区）
 - (7) 議案第52号 投票所を開く時刻の繰り下げ及び投票所を閉じる時刻の繰り上げについて（財産区）
 - (8) 議案第53号 期日前投票所について（財産区）
 - (9) 議案第54号 不在者投票の事務取扱場所について（財産区）
 - (10) 議案第55号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）
 - (11) 議案第56号 不在者投票用紙等の告示日前発送日を定めることについて（財産区）
 - (12) 議案第57号 投票用紙の様式について（財産区）
 - (13) 議案第58号 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて（財産区）
 - (14) 議案第59号 選挙会の日時及び場所について（財産区）
 - (15) 議案第60号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）
 - (16) 協議第 3号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙に伴う立候補予定者説明会等の開催日程について
 - (17) 議案第61号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙執行計画（案）について

午前 8 時 5 5 分開会

木村書記長 おはようございます。それでは、平成 27 年第 9 回三種町選挙管理委員会を開会致します。始めに、近藤委員長からご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 どうもおはようございます。

連日猛暑が続いておりましたが、ここに来てようやく雨が降って幾分涼しい天気となりました。今日は下岩川財産区議会議員一般選挙関連の案件でございますが、よろしくご審議をお願いしまして挨拶とさせていただきます。

近藤委員長 会議の方進めさせていただきます。

本日の会議録署名委員でございますが、田村委員と加賀谷委員をお願い致します。

近藤委員長 それでは、議案第 46 号、第 47 号。選挙時登録に関するもので関連がございますので、一括上程と致します。事務局より説明をお願いします。

清水書記 始めに、1 頁の議案第 46 号について説明致します。

「選挙時登録の基準日、登録日及び名簿縦覧場所を定めることについて（財産区）」。

平成 27 年 8 月 30 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法第 22 条第 2 項に基づく選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに同法第 23 条第 1 項により選挙人名簿に登録した者の氏名等を縦覧に供する場所を次のとおり定める。

1 被登録資格の決定の基準となる日 平成 27 年 8 月 24 日
（ただし年齢については平成 27 年 8 月 30 日）

2 登録を行う日 平成 27 年 8 月 24 日

3 縦覧に供する場所

（1）三種町選挙管理委員会事務局

（2）三種町山本総合支所

縦覧期間 平成 27 年 8 月 25 日 1 日間

内容について説明致します。

財産区の議会議員選挙の執行につきましては、公職選挙法第 268 条の規定により、町村の議会議員選挙の規定がそのまま適用されることになっておりますことから、公職選挙法の規定に基づ

きまして、選挙人名簿の選挙時登録に関する事項についてお諮りするものでございます。

1と2につきましては、財産区選挙に伴う選挙人名簿の登録基準日を、告示日前日の8月24日とし、登録は、同日付けとする内容でございます。

また、3につきましては、選挙人名簿に登録される者の氏名等の縦覧場所を選管事務局と山本総合支所の2カ所に定めるものでございます。

議案の内容は以上でございますが、財産区選挙権と選挙人名簿の取扱いにつきまして、一般の選挙と異なるところがございしますので、2頁の関連資料の方で説明致します。

財産区の議会議員の選挙権、選挙人名簿に関する事項につきましては、ご覧の地方自治法第296条の中で「条例中にこれを規定しなければならない」となっておりまして、本町の場合は「三種町下岩川財産区議会条例」の中に規定がございします。

まず、第4条で、財産区選挙権を有する者につきましては、「三種町の議会の議員の選挙権を有する者で引き続き3箇月以上区の区域内に住所を有する者」となっております。

また、第6条で、選挙で使用する選挙人名簿につきましては、「三種町の議会議員の選挙に用いる選挙人名簿中区の区域を区域として調製した選挙人名簿及び第7条の選挙時登録の規定に基づいて調製した区の選挙時登録選挙人名簿」を使用することになっております。

イメージと致しましては、6月定時登録段階の長面投票区と達子投票区選挙人名簿をベースに致しまして、その後、基準日8月24日までに、新たに第4条の選挙権を有するに至った者を追加登録し、死亡と転出4カ月経過を抹消致しまして、選挙時の選挙人名簿を調製致します。

以上の選挙人名簿の調製につきましては、基準日8月24日開催の委員会で、ご確認いただく予定でございます。

議案第46号についての説明は、以上でございます。

次に、3頁の議案第47号「選挙人名簿の移し替えの延期について（財産区）」。

公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町下岩川財産区の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿

の登録の移し替えを延期する期間を次のとおり定める。

移し替えを延期する期間

平成27年8月24日から平成27年8月30日まで

内容について説明致します。

財産区選挙に伴う選挙人名簿の調製を8月23日に行います。その翌日から選挙が終わるまでの期間、財産区内の転居による投票区の移し替えは、選挙事務の便宜上、これを行わないとするものでございます。

財産区の区域内の転居が対象でございますので、長面・達子投票区内から森岳など区域外に転居した場合は、移し替えとなり失権となります。

以上で、議案第46号、第47号の説明を終わります。

近藤委員長

只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。

川田委員

失権扱いの方については、その前に投票所入場が送付されてしまう可能性があるということでしょうか。

清水書記

後ほど議案第61号の方でもご説明致しますが、下岩川財産区の選挙では、投票所入場券は送付しないことにしております。行政実例によって、選挙費用は全額財産区の負担となっております関係上、経費節減のため過去の選挙におきましても入場券を送ってございません。

ちなみに、通常の選挙におきましては、失権者の入場券は抜き取りまして送付しておりません。例として、町の選挙の場合、町外転出者は投票できませんが、ただし、選挙人名簿には転出から4カ月間は登載されておりますので、入場券が作成されたとしても抜き取りを行うこととなります。

川田委員

はい、わかりました。

近藤委員長

他にございませんか。

近藤委員長

特に無いようですが、議案第46号、第47号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長

ご異議無いようですので、議案第46号、第47号を原案どおり決定致します。

次に、議案第48号を議題としますが、このうち「選挙長の選任」については、私に関係することとなります。この場合、地方

自治法の規定により、私が議事に参与することができないこととなりますので、「選挙長の選任」に限り、議長を職務代理者の田村委員にお願いしたいと思います。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員 はい、わかりました。

近藤委員長 よろしくお願い致します。

田村委員 それでは、議長として議事進行させていただきますので皆さんよろしく申し上げます。

議案第４８号のうち「選挙長の選任」を議題としますので、近藤委員長は退席ということでお願いします。

事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第４８号のうち「選挙長の選任」について、説明致します。

平成２７年８月３０日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙長を次のとおり選任する。

選挙長につきましては、公職選挙法第６１条の規定により、本人の了解のもと当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管理委員会が選任することとなっております。そこで、選挙長には議案のとおり、下岩川にお住まいの「近藤委員長」を選任したいとしております。説明を終わります。

田村委員 議案第４８号のうち「選挙長の選任」について、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「特にありません。」の声あり。）

田村委員 それでは、議案第４８号のうち「選挙長の選任」について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議無し。」の声あり。）

田村委員 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定することとします。

議案第４８号のうち「選挙長の選任」に関する審議は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。

近藤委員長 田村委員、ご苦労様でした。

それでは、次に、議案第４８号のうち「選挙長の職務代理者の選任」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第４８号のうち「選挙長の職務代理者の選任」についてでございますが、選挙長と同様に、当該選挙の選挙権を有する者と致しまして、議案のとおり小澤寿昭さんを選任したいとしており

ます。以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

(「特にありません。」「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 はい。ご異議等無いとのことですので、本案は原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、議案第49号「選挙長の執務場所を定めることについて」。説明をお願いします。

清水書記 議案第49号「選挙長の執務場所を定めることについて（財産区）」。

平成27年8月30日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成27年8月25日 午前8時30分から午後5時まで

三種町山本総合支所第5会議室

同日 午後5時以降 三種町選挙管理委員会事務局

内容でございますが、選挙長の執務場所と致しまして、告示日8月25日の立候補届の受付につきましては山本総合支所第5会議室、それ以降の事務の執務場所につきましては、本庁の選管事務局に定めたいとするものでございます。

以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願い致します。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、議案第49号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案を原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第50号「候補者届出の受付順位の決定方法について」。説明をお願いします。

清水書記 はい。6頁をお願い致します。

議案第50号「候補者届出の受付順位の決定方法について（財産区）」。

平成27年8月30日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における立候補届出の受付順位は、選挙の期日の告示日の午

前 8 時 3 0 分現在において、三種町山本総合支所第 5 会議室に到着している者に限り、くじでその順位を定める。

内容でございます。告示日の立候補届出の受付順位につきましては、先着順によることが原則でございますが、受付開始の午前 8 時 3 0 分までに複数の立候補予定者が参集している場合につきましては、公平性の観点から、くじによって受付順位を定めるというものでございます。

くじの方法と致しましては、「くじを引く順序を決める予備抽選」をまず行いまして、次に、予備抽せんの結果に基づきまして、立候補届出の受付順序を決める本抽せんを行うという流れとなります。以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第 5 0 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

次に、議案第 5 1 号から議案第 5 7 号までは、投票に関する案件で関連がございますので、一括上程とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

清水書記 説明致します。

始めに、議案第 5 1 号「各投票区の投票の場所について（財産区）」。

平成 2 7 年 8 月 3 0 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における各投票区の投票の場所を次のとおり定める。

長面投票区 すいらんの館

達子投票区 達子集落生活改善センター

投票所につきましては、財産区の区域内の 2 投票所を指定するものでございます。

8 頁をお開き願います。

議案第 5 2 号「投票所を開く時刻の繰り下げ及び投票所を閉じる時刻の繰り上げについて（財産区）」。

平成 2 7 年 8 月 3 0 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における各投票所の開閉時刻について、公職選挙法第 4 0 条

第1項ただし書の規定により、次のとおり開く時刻を繰り下げ、閉じる時刻を繰り上げる。

開く時刻を2時間繰り下げ、閉じる時刻を3時間繰り上げる。

投票の時間 自 午前9時00分 至 午後5時00分

内容について説明致します。

投票所の開閉時刻につきましては、公職選挙法上、午前7時に開き、午後8時に閉じる、これが原則でございますが、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる場合等には、開く時刻を2時間以内で繰り下げ、閉じる時刻を4時間以内で繰り上げできるというふうになっております。

投票時間の短縮につきましては、慎重に考える必要があると承知しておりますが、提案のとおり、開く時刻を2時間、閉じる時刻を3時間と短縮致しましても、期日前投票が町の選挙と同様4日間ございますので、投票の機会は十分確保されるというふうに考えております。

また、先程も触れましたが、財産区選挙の執行経費につきましては、投票所の経費も含め、全額財産区が負担することになります。そのため、財産区の財政負担の軽減にも配慮した結果でございますので、よろしくお願い致します。

次に9頁、議案第53号「期日前投票所について（財産区）」。

平成27年8月30日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における期日前投票所を次のとおり定める。

三種町山本総合支所

財産区選挙における期日前投票所につきましては、投票事務の便宜上、山本総合支所に設置したいとしております。

なお、設置期間等については特に記載してございませんが、公職選挙法の規定どおり、告示日の翌日8月26日（水）から選挙期日の前日8月29日（土）まで。投票時間につきましては、午前8時30分から午後8時までとなります。

次に10頁をお開き願います。

議案第54号「不在者投票の事務取扱場所について（財産区）」。

平成27年8月30日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における不在者投票の事務取扱場所を次のとおり定める。

三種町選挙管理委員会事務局

不在者投票の事務取扱場所につきましては、事務処理の便宜上、本庁の三種町選挙管理委員会事務局としております。

1 1 頁をお開き願います。

議案第 5 5 号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）」。

平成 2 7 年 8 月 3 0 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法第 1 7 5 条第 3 項の規定により行う、投票記載所に掲示する氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定める。

1 日 時 平成 2 7 年 8 月 2 5 日 午後 5 時 1 0 分

2 場 所 三種町役場本庁 第 2 会議室

これにつきましては、投票となった場合、投票記載所に候補者の氏名等を掲示することになります。その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会がくじで定めることになっておりますので、くじを行う日時と場所をご覧のとおり定めたいとするものでございます。

次に 1 2 頁。議案第 5 6 号「不在者投票用紙等の告示日前発送日を定めることについて（財産区）」。

公職選挙法施行令第 5 3 条第 1 項及び第 5 9 条の 4 第 4 項の規定により、平成 2 7 年 8 月 3 0 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 平成 2 7 年 8 月 2 1 日

説明致します。不在者投票につきましては、告示日の翌日から選挙前日まで 4 日間の受付となりますが、遠方に滞在中の有権者につきましては、早めに投票用紙が手元に届きませんと、期間内に投票できないおそれが出てきます。そのため、事前に不在者投票の請求があったものにつきましては、告示日前の選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始できることとなっておりますことから、その発送開始日を告示日の前週の 8 月 2 1 日に定めたいとするものでございます。

次に 1 3 頁。議案第 5 7 号「投票用紙の様式について（財産区）」。

平成 2 7 年 8 月 3 0 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

財産区選挙の投票用紙につきましては、三種町公職選挙執行規

程中に様式の定めがございませんので、選挙のたびに議決をいただくこととしております。

ご覧の様式につきましては、議会議員選挙に準じたものとしております。

以上で、投票に関する議案と致しまして、議案第51号から議案第57号までの説明を終わります。

近藤委員長 只今の議案第51号から議案第57号までの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

田村委員 財産区の方で選挙の経費を負担するという説明でしたが、町の方からは一斉負担しないのですか。

清水書記 はい。昭和44年の行政実例がございまして、全額財産区が負担すべきという国の見解に従っております。財産区につきましては、町の特別会計で運用されておりますので、選挙終了後に、特別会計から一般会計に、執行経費全額を繰入することになります。

田村委員 はい、わかりました。

近藤委員長 他に何かございませんか。

近藤委員長 ご質問、ご意見等特に無いようですが、投票に関する議案第51号から議案第57号までを原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第51号から議案第57号までを原案どおり決定致します。

続きまして、議案第58号から議案第60号までにつきましては、選挙会に関するもので関連がございますので、一括上程とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

清水書記 始めに14頁でございます。議案第58号「開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて（財産区）」。

平成27年8月30日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法第79条第1項の規定により、その開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。

内容について説明致します。

財産区の選挙につきまして、選挙会の区域と開票区の区域が同一でございますが、このような場合は、事務の簡素化の観点から、開票事務と当選人決定のための選挙会事務を併せて行うことがで

きとなっておりますことから、その旨ご決定いただきたいというものでございます。

次に、議案第 59 号「選挙会の日時及び場所について(財産区)」。

平成 27 年 8 月 30 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

1 投票を行う場合

(1) 選挙会の日時 平成 27 年 8 月 30 日 午後 6 時開始

(2) 選挙会の場所 すいらんの館

2 投票を行わない場合

(1) 選挙会の日時 平成 27 年 8 月 30 日 午前 10 時開始

(2) 選挙会の場所 すいらんの館

内容につきましては、記載のとおりでございますが、投票を行う場合は、投票終了後の午後 6 時から。また、無投票の場合は、午前 10 時からの開催としております。会場は、関係者の便宜を考えまして、いずれもすいらんの館としております。

次に、議案第 60 号「選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて(財産区)」。

平成 27 年 8 月 30 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

1 日 時 平成 27 年 8 月 27 日 午後 5 時 10 分

2 場 所 三種町役場 第 2 会議室

選挙立会人につきましては、人数が 3 人から 10 人まで、また、同じ政党の候補者の立会人が 2 人までと制限がございます。立会人の届出がその制限を超えた場合くじで決めることとなりますので、そのくじを行う日時を、8 月 27 日午後 5 時 10 分、場所を三種町役場第 2 会議室に定めるものでございます。

以上で、議案第 58 号から議案第 60 号までの説明を終わります。

近藤委員長 只今の議案第 58 号から議案第 60 号までの説明について、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご質問、ご意見等特に無いようですが、議案第 58 号から議案第 60 号までを原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第 58 号から議案第 60 号までを原案どおり決定することと致します。

続きまして、協議第 3 号ということで、事務局より説明をお願いします。

清水書記 協議第 3 号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙に伴う立候補予定者説明会等の開催日程について」。

これにつきましては、財産区選挙に伴う立候補予定者説明会と立候補届出にかかる事前審査の日程に関する協議でございます。

1 の立候補予定者説明会でございますけれども、立候補届の手続や選挙運動に関する留意事項などの説明を行うものでございますが、8 月 11 日午前 10 時から山本総合支所で行いたいと考えております。なお、近藤委員長の方から出席をいただきたいと思います。

次に、2 の立候補届出にかかる事前審査でございますが、立候補届出書類の記載内容について事前に審査するものでございまして、これにつきましては事務局だけで対応致しますが、8 月 20 日午前に山本総合支所で行いたいと考えておりますので、ご協議をお願い致します。

近藤委員長 はい。協議第 3 号について、ご意見等ございますでしょうか。
（「はい、特にありません。」の声あり。）

近藤委員長 皆さん、これについて特にご異議等ございませんか。
（「特に異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 特に無いようですので、協議第 3 号については、事務局案の日程で進めていただくことと致します。

続きまして、議案第 61 号の「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙執行計画（案）について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第 61 号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙執行計画（案）について」。

平成 27 年 8 月 30 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙に係る執行計画を別冊のとおり定める。

お手元の執行計画（案）をご覧ください。

これにつきましては、本日、議決いただいた内容を先取り致しまして、選挙日程や事務スケジュールの全般について、執行計画としてまとめたものでございます。重複する部分についての説明

は省略させていただきまして、それ以外の事項について、若干説明させていただきます。

4 頁の 1 7 番、候補者の選挙運動費用支出制限額をご覧願います。財産区選挙におきましては、町の議会議員選挙と同様に、選挙運動費用の制限額（限度額）がございます。

その額は、公職選挙法施行令の算定方法によりまして、ご覧のとおり、固定額 9 0 万円に、人数割額として 1, 1 2 0 円×選挙時登録による登録人数÷定数 6 で、この 2 つを合算した額となります。

参考までに、6 月 2 日定時登録における選挙人名簿登録者数 1, 0 7 7 人、これで算定致しますと、1, 1 0 1, 1 0 0 円となります。

正式な選挙運動費用制限額につきましては、8 月 2 4 日の選挙時登録の名簿登録者数で算定致しまして、選挙期日の告示と一緒に告示致します。万が一この制限額を超えて選挙運動費用を支出し、出納責任者が罰金以上の刑に処せられた場合は、連座制が適用され当選無効となります。

次に、5 頁の 2 0 番の「その他」をご覧ください。

まず（１）でございます。先程もご説明致しましたが、財産区の選挙におきましては、執行経費が財産区の負担になるということもございまして、過去の選挙では投票所入場券を送付しておりません。今回の選挙におきましても、これまで同様送付しないこととしております。

次に（２）。町の条例上、財産区選挙におけるポスター掲示場の設置、選挙公報の発行に関する規定がございませんので、いずれも行わないこととしております。過去の選挙でも行ってございません。

また、（３）には選挙カーに関する能代警察署の許可申請手続きについて、（４）には選挙運動の表示、腕章といったいわゆる「七つ道具」の交付について、それぞれ記載しております。これらにつきましては、ご承知のとおり、一般の選挙人に向けた選挙運動に使用するものでございまして、財産区の選挙で使用されることは稀でありますので、執行経費の節減を図るため、必要な場合は事前に連絡をいただくというふうな形にしております。

また、6 頁から 8 頁にかけまして、立候補届出の受付、氏名揭示順序と選挙立会人決定のくじの要領について。

9 頁は、今後の選挙日程についてまとめて記載おります。

最後になりますが、本日の委員会におきまして、財産区選挙の執行内容全般が定まっておりますので、執行計画に基づきまして粛々と準備を進めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第 6 1 号についての説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

田村委員 はい。現在定数 6 人となっておりますが、最盛期の一番多いときで何人だったのでしょうか。

近藤委員長 はっきりは覚えていませんが、各集落 1 人位は出ていたはずですから 1 0 人以上はいたと思います。

近藤委員長 皆さん、議案第 6 1 号について、ご質問等ございませんか。
(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第 6 1 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 6 1 号を原案どおり決定することに致します。

次に、「その他」と致しまして、事務局の方から何かありますか。

清水書記 はい。それでは、1 9 頁で、今後の日程の説明をさせていただきます。

(以下、内容は省略)

今後の日程につきましては、以上でございます。

近藤委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。
(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですので、これで第 9 回三種町選挙管理委員会を閉会します。今日は、ご苦労さまでした。

午前 1 0 時 0 0 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____